

委員提出資料

目 次

- 王寺直子委員提出資料 . . . P. 1
- 柏女靈峰委員提出資料 . . . P. 2
- 駒崎弘樹委員提出資料 . . . P. 4
- 佐藤秀樹委員提出資料 . . . P. 7
- 水谷豊三委員提出資料 . . . P. 9
- 木村義恭委員提出資料 . . . P. 12
- 中正雄一委員提出資料 . . . P. 13

第38回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

この子ども・子育て支援制度の根幹はすべての子どもの最善の利益のための「量」の拡充と「質」の向上です。現在行われている5年の経過措置の見直し、幼児教育・保育の無償化の議論についても「すべての子どもの最善の利益のため」に充実した教育・保育及び子育て支援が展開されるための議論となることを願います。また、決して子どもたちとその保護者及びこの職に従事する者たちが置き去りにならない制度の議論となりますようお願いいたします。

1. 公定価格の適正化について（単価水準等）

財政制度等審議会資料においては、施設類型別の収支差率が示されているが、これらが昨年度の経営実態調査と同様の手法で算出されたとするならば、これら認定こども園の収支差率はそもそも実態を踏まえた数値とはいえないという懸念がある。

認定こども園の設置主体としては社会福祉法人、学校法人、企業等があり、それぞれ異なる会計基準で会計処理が行われているにもかかわらず、昨年度の経営実態調査では、会計をひとつ（社会福祉法人会計基準）にまとめて収支差率等が計算されているため、実態を踏まえたデータとならなかった点が子ども・子育て会議においても指摘されている。第33回子ども・子育て会議に提出された「公定価格に関する議論の整理（案）」においても、今後の方向性として「各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討」が挙げられている。

今回の収支差率についても、このような数値算出に当たっての前提に十分留意していただいて、「数字だけが独り歩きをしてしまう」という事態を避けていただきたい。さらに、今後の調査においては、実態を踏まえた数値となるよう、各々の会計基準を精査し比較可能となるよう整理した上で調査を行っていただくよう要望する。

2. 1号認定のキャリアアップ研修会について

昨年度の子ども・子育て会議から一貫してお願いをし続けているが、処遇改善等加算Ⅱについて、未だに1号認定のキャリアアップ研修会の要件及び認定こども園がどのようにキャリアアップ研修会を受講すべきなのかお示しいただけていない。前回の会議でも要望しているが、2・3号認定キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許更新講習等の各種研修体系の横断的な受講を相互に認めることや、一定の要件の下で行われる園内研修をキャリアアップ研修として認めることなど、効率的な改革を推進していただきたい。その上で、キャリアアップ研修会の実施要綱の正式な通知を早急にお示ししていただきたい。

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準に関する論点に関する意見

2018.11.6 柏女 霊峰

1.放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置の延長等について

放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、10の基礎資格の上に16科目24時間の認定研修(放課後児童クラブ運営指針の内容に準拠して構成)受講を要件として認定される国家資格に準ずる資格である。おおむね40名以下の子どもたちを単位とするクラブに2名以上配置することとされ、うち1名を除いて補助員でもよいこととされている。

放課後児童支援員は新しい資格であり、かつ、全員の認定資格研修受講を要件としたため、制度施行後5年間にこの研修を受講する予定の者は放課後児童支援員とみなされる経過規定が置かれている。

この資格において全員の研修受講を要件とした理由は、「子ども観や援助観が異なる多様な基礎資格を有する者が、放課後児童支援員としての共通認識をもってチーム運営をしていくためには、全員が放課後児童クラブ運営指針に基づく基礎知識を持つておく必要がある」と考えられたためである。そのため、補助員についても、最低限、認定資格研修を簡略化した「子育て支援員研修(放課後児童コース)」を受講することが推奨されている。つまり、チームによる「育成支援」が重視されているためである。ここが学校における教室運営とは異なる点である。

放課後児童支援員の待遇はまだまだ貧弱であり、平均勤務年数も短い。このようななかでは、たとえ5年間で全員の認定資格研修が受講されたとしても、資格保持者の退職に伴う新規採用者が放課後児童支援員になるための認定資格研修は継続することが必要とされる。

以上のことから、放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置の延長は必須であり、かつ、今後は、認定資格研修の恒久化も必要とされる。

(参考)社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ(2018年7月27日)「総合的な放課後児童対策に向けて」(一部抜粋)

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接的な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡等、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を引き続き確保することと同時に、その確保の方策についても検討する必要がある。その際、放課後児童支援員の人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方な

どについて研究を進めていくことも考えられる。

- 現在の設備運営基準では、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととなっており、認定資格研修の経過措置の終了後は、放課後児童クラブに放課後児童支援員がいない場合、開所できない形となっている。今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れるとともに、研修方法のあり方の工夫が検討されていく必要がある。また、2020年以降に、新たに放課後児童クラブに勤務しようとする者に対する認定資格研修の受講のあり方についても、今後速やかに検討を行う必要がある。

2.放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化について

放課後児童支援員の基礎資格に認定資格研修受講要件を必須としたのは、前述したとおり、「多様な基礎資格を有する者によるチームとしての放課後児童クラブ運営を円滑に行うため」である。また、原則として、「支援の単位ごとに2人以上配置すること」を要件とした理由は、専門委員会報告書に記載のとおり、「授業とは異なる育成支援業務の特性」「安全・安心への配慮」「代替管理者・職員の不在」の3点の理由がある。

放課後児童支援員に関する基準の検討に当たっては、こうした子どもの育成支援の特性、安全・安心への配慮が十分に確保されることが前提であることを忘れないでほしい。

(参考)社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書(2013年12月25日)「放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして」(一部抜粋)

○ 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。

○ このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

2018年11月6日
子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

◎財務省が財政制度等審議会で提出した資料がバイアスに満ちたものであることに対して抗議します

- 財務省が10月9日に財政制度等審議会において「子ども・子育て」について資料を提出しました

「社会保障について」財務省

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia301009/01.pdf

- この資料が非常にバイアスに満ちており、強く違和感を持ちました
- 「公定価格の適正化について（単価水準等）」のシートの図1に積立金の保有状況（対収入比）とあり、一般のサービス業よりも積立金の保有状況よりも高いことが示されています
- これは比較の対象がおかしく、競合他者が多く、代替サービス確保が容易な美容院が経営不振になることと、保育園が廃園になることは、その影響度において全く異なるものです。
- また、小規模認可保育所においては、年間収入が約3,500万円で、その17%だと595万円となり、月の費用の2~3ヶ月分となります。むしろ2~3ヶ月の積立がなければ、突然の改修や突発的な人員欠員に人材紹介を活用することもできず、極めて不安定な運営となってしまいうでしょう
- また、図2では「自施設の運営以外へ支出している施設の割合」とあり、流用の割合を示そうとしているようです。一方、この流用の中に改修費もカウントしてしまっているとのことで、これは明らかなミスリードです。改修は確かに「運営」ではありませんが、改修しなくては運営は成り立たないという意味で、一体的に考えるものでしょう
- また、極め付けは図3の「自施設の運営以外への支出額の対収入費」で

すが、小規模保育が32%となっており、不自然に高いことを訝しく思いました

- よく読むと、その下に小さく「* 保育所以外の類型は、自施設以外（他施設）へ支出している施設を対象に集計」とあることから、図2で示された6%の施設に限っての集計であることが分かりました
- つまりは94%を無視し、例外的な6%だけを抜き出して「こんなに運営以外で使っているのはけしからん」と思わせるためにグラフを作成したとしか言いようのない、ミスリーディングな資料構成になっています
- そして図5では相変わらず「額」ではなく「率」で表しています。「率」だと小規模な施設ほど高く出ます。500万の収入しかない保育ママにとって、50万の収支差は10%になりますが、同じ「額」の収支差を5000万円の収入の認可園に当てはめると1%になるのです。
- よって、中小企業平均をミスリーディングにも参照点にしていますが、中小企業平均売上が例えば1億円だとしたら、「額」でいったら小規模な保育ママや小規模保育所よりもよほど「儲かっている」ことになりません。
- 過剰な利益を出しているかどうかは、額を見なければ分からないはずなのに、率だけをあえて抜き出しているのは、公定価格を削りたい意図があらかじめあった上で、作図しているとしか言いようがありません
- こうした財務省のバイアスに満ちたミスリーディングな資料に対し、強く抗議すると共に、彼らのしたいように操作されるだけの経営実態調査であるならば、実施する正当性が問われるため、次回はその使われ方を含めて議論する必要があると考えます

◎家庭的保育や小規模保育等の連携保育園に認証保育や企業主導型を認めることに伴い、土曜共同保育も認めてください

- 平成30年度地方分権に関する提案募集において、さいたま市および23区長から「家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直しについて」が提言されています
- これは、現行制度においては、家庭的保育や小規模保育等において連携施設が「保育所、認定こども園又は幼稚園」とされていますが、連携確保事業者が46%という惨憺たる状況であることを踏まえ、なされたものです
- 連携先を企業主導型保育や認証保育所等、地方自治体が運営費支援を行

なっている認可外保育所にすることは賛成です

- そして、もし連携先として企業主導型や自治体認定保育所が認められるならば、土曜共同保育も認められなければ、制度の整合性はつきません
- 現在、仙台市からは、「企業主導型等は連携保育所にもなれないので、土曜共同保育も認められない」と言われています
- こうした自治体の運用は、土曜共同保育をする上で、現場からすると根拠の合理性に欠いています
- 土曜日の共同保育は、預かり人数が少ない状況でも所定の人数を配置しなくてはならないことで、保育士の過重労働に繋がりがやすすところを、人材を共有することで、保育士を休ませることが出来ます
- また、普段とは違う保育士と保育を行うことで、保育士同士の繋がりが合いも生まれ、相談先も増えます
- さらに他園の保育士から学びを得たり、逆に指導をすることができ、良い研修機会にもなります
- こうした機会を、無意味に規制する現状を改めて頂きたく、連携施設の範囲拡大とともに是正いただきたいと思います
- なお、連携施設そのものは、すでに制度的には当初期待していた役割を果たすこともなく、卒業時のポイント加算によって卒園後の受け皿昨日は代替できるので、廃止もしくは選択制（連携施設を作らなくても良い）にして頂くような抜本的な改善が必要であることは、重ねて申し上げます

全国保育協議会 意見

平成 30 年 11 月 6 日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

(1) 平成 30 年度「予算執行調査」（財務省）の結果について

資料 3 の平成 30 年 10 月 9 日財政制度等審議会資料（抜粋）「子ども・子育て」4 ページ「論点」には「国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること」が指摘されています。

例えば、図 2「自施設の運営以外へ支出している施設の割合」は、保育所「30%」とされ、他と比較して高い割合となっています。

「委託費の使途範囲」は通知で定められており、長期的に安定した施設運営を確保するため、積立金（人件費積立資産や修繕積立資産、備品等購入積立資産）へ積み立てて、次年度以降の経費に充当できることが認められています（通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等関連通知）。

また、要件を満たすことで委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内で同一法人内の保育所や子育て支援事業へ充当できること、さらに、理事会の承認を得たうえで、前期末支払資金残高を取り崩し、法人本部の運営や、同一法人内の第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営・施設設備の整備等、公益事業の運営・施設設備の整備等に要する経費に充当することのできる、弾力運用も認められています。

このように、通知で定められた弾力運用は、社会福祉法人として保育や福祉サービスの質を維持・向上しつつ永続的に事業をすすめるための仕組みとして認められているものです。通知による正しい会計処理をした結果として、保育所の運営や子育て支援事業、社会福祉事業等に対して支出された費用と言えます。

さらに、保育ニーズへの対応、子育て支援だけではなく、地域における幅広い福祉ニーズを解決するための費用は、社会福祉法人改革で問われた社会福祉法人としての本来の使命を果たし、地域共生社会の実現に向けて必要な経費です。

これらの費用を含めた支出により集計された数値が高い割合であったという事実のみで、施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っていると判断されることのないよう、強く求めます。

その他の調査結果の数値についても、内容を精査していただき、企業との比較だけではなく、社会福祉法人としての事業特性も考慮していただくようお願いいたします。

(2) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて

資料4の2「(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、子ども・子育て会議（第37回）に意見を提出しました。

「子どもの最善の利益」のために、2号認定子どもの副食費について、現状では保育料に含まれており、これを維持すべきです。

食育は教育・保育の一環であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応するためにも、保育料に含めていただきたい、と考えます。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されているでしょうか。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

(3) 年齢についての考え方について

満3歳児の支給認定の扱いについて、これまでも意見を述べており、子ども・子育て会議（第37回）にも意見を提出しました。

3号認定子どもと1号認定子どもについて、満3歳児の扱いを整理し、保護者にとってもわかりやすくするという視点からも、ご検討をお願いいたします。

以上

第38回子ども子育て会議

意見

全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 水谷豊三

◆一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

意見

人員配置基準の緩和は一時預かり事業幼稚園型の質低下につながる。

基準の切り下げは、社会に対して質の確保ということを示していくためにも賛成できない。

質を下げないで人材を確保していくためには、単価を上げることで人材確保を可能にしていくような方向での修正が望ましいと考える。

教員免許更新対象者の拡大は原則賛成であるが、教員としての経験がまったくなく教員免許を取得しているだけの対象者に対して、一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員及び予定職員に対して免許更新受講の門戸を開くことが実際に可能かどうかを十分検討した上で進めていただければと思う。

◆小規模保育所等の連携施設不足について

意見

連携を受ける側にとっては、2号認定児の人数が増えることで、定員区分による2.3号認定児の単価が引き下げになるという場合がある。

こういうケースでは積極的に連携を受けようとししない施設が出ることも予測される。

これを防ぐためには、小規模保育等から受けた園児数については、定員区分の単価には影響しないというような配慮があれば、連携園を引き受けようとする施設も増えるのではないかと。

このような手立てを打たない限り、現状のままでは経過措置期間を過ぎてもあまり改善しないのではないかと。

◆保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の対象年齢の拡充について

意見

家庭的保育事業において、人口減少地域や離島などについては受け入れ児童の対象年

齡拡充はやむを得ないと思われる。

しかし満三歳以上児にも待機児童が発生している地域については、教育的観点から幼児期にふさわしい環境(人数や面積など)の保障を前提にすべきある。特に都市部においては賛成しがたい。そのためには三歳以上児を受け入れることができる施設が、積極的に受け入れようとする誘導策を講じるなどして対応することが望ましいと考える。

◆公定価格の適正化について

意見

図 2 の自施設の運営以外へ支出している施設の割合については、幼稚園 1%とは国内全域における実数で 10 園にも満たないものであると思われ、これは特殊な事情やケースに限られているのではないかと推測される。

つまり各施設を個別に指導または監督するものとして扱うべきもので、公定価格の適正化につながるものとして扱う数字ではないと考えられる。

しかも図 3 の、自施設の運営以外への支出が 35%というのは、突出しているように見えるが、これも 1%の施設の支出額の対収入比であり、他の施設に向けて一般化できないような特殊なケースではないかと推測される。それ故に具体的に何に支出したのかを知らないと判断しにくいのではないかと推測される。

また図 3 の認定こども園には施設類型と設置主体の違う施設が複合的に含まれているが、それらの違いから生じる支出額の対収入比には違いや差は出ていないのか。

それを分析することで、こうした傾向が出る原因や要素が見えてくるのではないかと推測される。

公定価格の水準を見直す前に、経験が浅い新制度の施設運営であるが故に質向上につながる適正な資金活用ができていないこともあるのではないかと推測される。

図 4 の職員配置の実態については、基本分単価に非常勤講師の費用が積算されていることを知らない施設が圧倒的に多いのではないかと推測される。加算については加算の対象が何であるかが明確に示されているため、施設の運営実態や必要性に応じて加算の項目が実行されているが、基本分単価の内訳については周知されていないことから非常勤講師の配置が 50%になっていると推測される。

加算化することで改善されると思われる。

また一括方式にすると更にその内訳がわからなくなり、キメ細かな支出科目が更にわかりにくくなり、丁寧な施設運営計画が立てにくくなると思われるので、加算方

式にして、更に丁寧な説明をすることで上質な施設運営づくりをサポートできることにつながると考える。

図 5 の収支差率について、私学助成および新制度の幼稚園や学校法人の認定こども園、あるいは 1 号認定の園児数が多い園については施設整備としての償却費を残していかなければならない要素(基本金)があり、この場合の積み立て経費が算入されているのかどうかによって収支差率の適正な数値は変わってくる。

また図 6 においても同様なことが言え、定員規模によってイニシャルコストや固定費の重さが違うため、一定の収支差率は必要である。

◆食材料費の無償化について

意見

非課税世帯については 現行の特例給付を維持し無償としてよい。

食材料費の徴収は無償の対象児を除いて、1.2.3 号認定児のすべてがイコールフットィングにすべきと考える。

また、各認定児の人数配分がどのようになっても、給食加算によって食材料費以外の経費(人件費、調理機材・給食施設・食器等の償却費など)が 1 号児の利用者負担に跳ね返らないように配慮していく必要がある。

給食材料費の有償化はやむを得ないが、食育の観点から一定の負担軽減を一律に実施することも検討されたい。

給食費未納者に対する対応を自治体が確実に児童手当等で差し押さえるなどの確認が必要ではないか。

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

子ども子育て支援法施行5年後見直し、幼児教育無償化、子育て安心プランの前倒しによる待機児童解消への取り組みなど目まぐるしい対応にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。その中で下記の点について更なる検討をお願い致します。

○ 財政制度等審議会資料において

平成29年度の経営実態調査等に基づき、平成30年度の予算執行調査が行われ施設類型別の収支差率が提示されておりますが、学校法人会計・社会福祉法人会計・企業会計等様々なものさしを用いて得られた集計結果から公平な判断をすることは不可能であり、まずは公平なものさしを設定するが優先順位一番であると同時に収支差率ではなく額も提示すべきと考えます。

○ 幼児教育無償化に係る食材料費の取り扱いについて

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書（平成30年5月）において認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきであるという報告に基づき、その後の義務教育においても利用者の実費徴収の実態を勘案すると、1号および2号については原則実費徴収とし生活保護者等への配慮は引き続き行う。また3号については現行のままとする。

以上

第 38 回子ども・子育て会議提出意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会

平成 28 年度発足した企業主導型保育事業につきましては、子育てと仕事との両立を支援し、かつ、待機児童の解消に資する制度として、重要な役割を果たすものと考えております。

当協議会におきましては、企業主導型保育事業を実施している会員から実情を聞いてほしいとの要請を受け、今年度、すべての企業主導型保育事業者にお声掛けを行い、3 回ほど意見交換会を開催いたしました。

この意見交換会において、企業主導型保育事業者の生の声が以下のとおりありましたことを本会議の皆様にご報告いたします。

このような声に耳を傾け、企業主導型保育事業が、真に子どもの健全な成長に寄与する制度となるよう、取り組んでいただくことを期待いたします。

企業主導型保育事業 意見交換会 「生の声」の取りまとめ

1 開催日時、会場、参加者数

平成 30 年 8 月 25 日 大阪市 参加人数 67 名
平成 30 年 9 月 21 日 東京都 参加人数 63 名
平成 30 年 10 月 5 日 福岡市 参加人数 38 名

2 項目別「生の声」

【児童育成協会の対応】

- ① 様々なルールや内容について、明確にしてほしい。
- ② ①との関係で、事業者たちの不安を解消してほしい。
- ③ ポータルサイトの有効時間が短すぎる。15 分で切れるなら、一時保存のボタンをもう少したくさん用意し、使いやすくしてほしい。
- ④ ポータルサイトが使いにくい。改善してほしい。ヘルプ機能を追加したらどうか。
- ⑤ 児童育成協会への質問はメールでしか受け付けてもらえない。文章にするとニュアンスが伝わりにくいので、口頭で説明したい。メールでの回答が遅い。

【制度設計】

- ① 企業枠が埋まらず困っている。
- ② 保育士の確保が難しく、定員を埋められない状況で困っている。
- ③ 企業枠が空いているのに、地域枠はいっぱいで地域の方からの申込みを断っている。

企業枠に持っていくために企業と提携していきたいが、あやしまれる。説明が難しい。他社はどのように説明を行っているか知りたい。

- ④ 企業枠の企業と契約するときのマニュアルやお金のところ等、企業側目線の説明資料を作ってほしい。
- ⑤ 待機児童がいないと自治体が認定をおろしてくれない。
- ⑥ 連携推進加算のルールがあいまいで、納得がいかない。
- ⑦ 処遇改善加算があるが、同一法人内で、処遇改善加算がない施設もあり、同一法人なのに、勤務地によって格差が出てしまい困る。
- ⑧ 認可保育園に落選したため一時的に企業主導型保育園を利用する保護者が多く、認可保育園に空きが出ると移ってしまうため、園児が安定しない。
- ⑨ 就労証明もとれず、認定証もとれない利用者はどうすればいいのか、聞いても児童育成協会からの回答が遅くて困っている。
- ⑩ 週6日開所しているが、子どもの実績がないと対象外と言われたが本当か。
- ⑪ 認定をしてもらうのに「就業等」とあり、「等」に何が含まれるか不明瞭。
- ⑫ 研修計画を立てることが難しい。処遇改善Ⅱの対象研修の情報が来ない。(認可保育所の職員が優先になってしまっている。)
- ⑬ 処遇改善加算はどうしたら受けられるのか、教えてほしい。
- ⑭ 地域枠と企業枠の割合50%のところ緩和されたり、保護者負担の保育料の上限が変わったり、保護者に説明が必要なものは、そんなに急に変更できない。
- ⑮ 補助金の継続性や、今後の減額等があるのか知りたい。
- ⑯ 子育て支援の研修が少ない。

【助成金支払のタイミング】

- ① 補助金の入金タイミングが遅すぎる。運営費は2か月遅れだが、他の加算分はいつ入ってくるのか。賃借料も連携推進員の人件費も、全て立て替えているので、資金繰りが厳しい。年度末までに支払う、という回答があった事業者もある。
- ② 30年度の申請分もかなり遅れていると聞いている。監査の際に聞いたところ、全部が遅れているという回答であった。
- ③ 連携推進加算は、年1回の支払になっているが、毎月人件費は出ているので、月割りで支払してほしい。

【監査指摘事項】

(1) 職員配置

- ① 保育士の配置基準、午睡時はどうすればいいのか教えてほしい。午睡時に起きて泣いている園児を居室外に連れ出していたら、配置基準を満たさないことになるのか。

- ② 職員の配置は1分単位で見られ、勤怠管理も1分単位でしなければならない。
園児はタイムカードで管理しているので1分単位の打刻であるが、職員はタイムカードでなく、記入式なので、職員も1分単位で勤怠管理をして配置を満たすようにと言われた。
- ③ 午睡時の配置で、連絡帳などのノートを書いている人は午睡チェックの人員に入らないと言われた。
- ④ 自園調理について、調理師1名でシフトを回しているとき、どのように回しているか知りたい。
- ⑤ 保育室が年齢別に分かれていると、配置基準を守るためには、休憩室での休憩が取れず、保育室内で休憩せざるを得ない。(労基法に抵触するおそれあり)
- ⑥ 午睡中の人員配置の考え方があいまいで困る。
- ⑦ 保育士の配置チェックが1時間単位で行われ、1分でも園児がいるとその時間帯に配置が必要となる。30分か1時間の単位にしてほしい。
- ⑧ 保育園の開所時に、子どもがいなくても人員配置を求められた。

(2) 実費徴収

- ① 実費徴収できるものが何か一覧にしてほしい。
- ② 実費徴収できないものは、保護者からの持込もNGなのか。グレーと言われた。
- ③ 園児の飲み物を水筒で持参してもらったら、ダメと言われた。
- ④ 実費徴収で、主食代をもらっているが、グレーと言われた。
- ⑤ 布団は全て園負担で用意することと言われ、薄いものならOKと言われた。「薄いもの」の基準がわからない。
- ⑥ 保護者負担の保育料が高いと指摘された。
- ⑦ 保護者負担の保育料は、細かく時間設定し金額を変えていっていいのか知りたい。
- ⑧ 実費徴収を指摘され、いつから変えればいいのか、わからない。年度途中でも今すぐに変更しなければならないのか、4月の年度初めでいいのか。
- ⑨ 入園金をとっている場合は、何に使用されているか、はっきりしておかないといけないと言われた。

(3) 健康診断・保健衛生

- ① 健康診断の項目が何か、はっきりしてほしい。書式の統一をしてほしい。
- ② 尿検査は0歳児からおこなうようにと言われたが、他の施設では3歳児からでいいと言われたところもある。
3歳以上児は、眼科と耳鼻科の健診もやるように言われた。
眼科と耳鼻科は内科の先生と一緒に見てもらえればOKという事業者もある。
- ③ 園児の成長曲線を記録するように指摘され、できない理由は何かと聞かれた。

逆に、必須である理由が知りたい。

- ④ 0歳児から尿検査が必須と言われた。
- ⑤ 嘱託医を探しているときに、医師不足で株式会社立の保育園まで回らないので依頼があっても断るように医師会から指示があったと聞いている。
内閣府から通知してほしい。
- ⑥ 耳鼻科の嘱託医の健診は、3歳以上児は必須と言われた。歯科は嘱託医でなくてもいいと言われた。基準を明確にしてほしい。
- ⑦ マキロン(外傷消毒液のブランド名)について、使用してはいけないと言われた。
- ⑧ 健診の領域、項目を細かく指摘された。
- ⑨ 健診は、入園前健診を行っていても、またすぐに行くよう言われた。

(4) 午睡時の対応

- ① 午睡チェックで、掛ふとん代わりに使用しているバスタオルの危険性を指摘されたが、本当か。
- ② 午睡チェックでは、照度をよく確認された。玩具を持ったまま午睡していないか等も確認された。
- ③ 午睡時の照度が暗すぎると言われた。照度計を購入した。
- ④ 午睡中の照度を測っていた。
- ⑤ 午睡チェックの立入監査の時に、午睡以外のことも見られ口頭指摘された。

(5) 保育室内環境

- ① 室内温度のほか、湿度も確認された。
- ② 温湿度計を高さ90センチのところにおくよう言われたが、子どもの手がとどいてしまうので、困っている。

(6) 保育関係書類

- ① 児童票は自治体推薦の書式と児童育成協会推薦の書式があり、どちらを使うのがいいのか。児童育成協会推薦の書式を使用したら、自治体から項目が足りないと言われた。
- ② 保育書類は有るか無いかしか見ず、中身はまったく見てくれない。
- ③ 昨年、0, 1, 2歳児の個別の日案を作成するように言われたのに、今年はいらないと言われた。

(7) 会 計

- ① 企業会計で経理を行っているのに、社福法人会計での経理を求められるが、どう対応すればいいのか。
- ② 会計について、企業会計との整合性がとれなくなるはどうか、疑問である。

- ③ 会計の書類作成について、本社は3月決算でないため、会計年度が異なり確認作業が大変だった。税理士に対応を依頼せざるを得なかった。
- ④ 補助金について、いろいろまとめて入金してくるため、内訳を確認するのが大変。
- ⑤ 経理はどこまで書類を準備しておいたらいいかわからない。税理士に同席してもらった事業者もいる。

(8) その他

- ① AED の設置がない場合、近くにあるといいが、職員全員が設置されている場所や使用方法等の情報を共有するようと言われた。
- ② 園児のタオルのフック間隔が近すぎると言われた。
- ③ 給食は隣接場所で作っているが、自園調理と認められるか、監査でもめた。
- ④ 散歩マップの整備の他に、散歩時のマニュアルについて細かい指摘があり、保育士の配置と立ち位置まで記載を求められた。(Aの人は先頭、Bの人は最後尾等)
- ⑤ 来年度の幼児教育の無償化については、企業主導型はどうなるのか。自治体に聞いてもわからず困っている。
- ⑥ 体調不良型の企業主導保育をやっているが、園児がいない時、その部屋を他の用途(事務作業等)に使用してはいけない、と言われた。
- ⑦ 保存食の保管場所について、1階と3階に分けて保管するよう言われた。(津波等を想定し、場所を分ける)
- ⑧ 防災対策の手引きがほしい。
- ⑨ スポーツ共済保険は、運営費の決定がおりてからのため、先行して加入できない。
- ⑩ 地域スペースの活用で、該当園に通っている園児のみの利用が必須となっている。土日に該当園に通う園児の兄弟が来ても、小学生以上は利用できない。スペース名を(おやこひろば→おやこひろばカフェ)に変更したが、カフェの運営をやっているのかと細かい指摘があった。

【監査のあり方】

- ① 監査の準備でファイリングなどどうしたらいいのか知りたい。ファイリングの方法も指定してくれた方が、監査員も見やすいのではないか。
- ② 監査員によって言うことが違うので統一してほしい。
- ③ 監査最後の統括をお話しするとき、録音をしていた。
- ④ 監査項目が知らない間にどんどん増え、5月と7月で違う。100項目が、今は140項目まで増えている。主に会計項目が増えている。
- ⑤ 監査後の書面の通知で、監査時とまったく違うことが書かれていた。
- ⑥ 指摘の根拠がどこにあるのか不明のものがある。
- ⑦ 項目の細かさや指摘の多さに驚いた。お互い大変なだけで、そこまでやる必要が

あるのか。誰か国に対し、歯止めをかけてほしい。

- ⑧ 監査の基準が知らないうちに変わっている。変更があった場合はリアルタイムで周知してほしい。パソナも変更事項を知らないことが多く事業者に愚痴っていた。
- ⑨ 監査員が勝手に調理室に入ってしまった。三角巾や履物など、保育園の決まりにそって対応ほしい。
- ⑩ 児童育成協会の監査と、行政の監査の言うことが違う。足並みをそろえてほしい。
- ⑪ パソナの人以外に、児童育成協会の人監査に来ることがあった。
- ⑫ 昨年と今年で言うことが違う。毎年書類を変えなければならなくて困る。
- ⑬ 監査の基準があいまいで、パソナと児童育成協会の言うことが違って困る。
- ⑭ 監査の日程の告知が遅く、準備が大変。
- ⑮ 監査員から天候が悪いため午前中で切り上げたいと言われた。
- ⑯ 監査員は保育のことはわからない人が多い。マニュアルが大好きだが、表紙だけあって存在していればよく、中身は全く見ない。中身をよく見て、いいところも確認してほしい。
- ⑰ 監査の項目は社福の認可のものをそのまま持ってきている。制度が違うのに同じ運用を求められるのはおかしいのではないか。
- ⑱ パソナは、チェックして○×をつけていくだけで、細かいこと、的外れなことを指摘するのに、こちらの質問には回答できないことが多い。
- ⑲ 監査員は感覚で発言しているので、個人の資質に左右されがち。内規で決まっているから、と言われるが、内容をよくわかっていないのではないか。
- ⑳ 監査員の中に、会計のプロがいた。担当者によってレベルが相当違うと思った。
- ㉑ 保育内容については全くの素人が来て監査している。

【運営委員会・第三者委員】

- ① 運営委員会や第三者委員の配置が必要なかわからない。
- ② 第三者委員の設置を求められ、見積もりをとったところ、50万円かかる。他社はどうしているか知りたい。